

令和 3 年度

青森県内部統制評価報告書
審 査 意 見 書

青森県監査委員

青 監 査 第 3 6 号

令 和 4 年 9 月 1 4 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県監査委員 竹 内 均

青森県監査委員 川 嶋 由紀子

青森県監査委員 齊 藤 爾

青森県監査委員 鳴 海 恵一郎

令和3年度青森県内部統制評価報告書審査意見書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき
審査に付された令和3年度青森県内部統制評価報告書について審査した
結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和3年度青森県内部統制評価報告書審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、令和3年度青森県内部統制評価報告書である。

第2 審査の方法

令和3年度青森県内部統制評価報告書の審査に当たっては、審査に付された内部統制評価報告書について、青森県監査委員監査基準に準拠し、

- 1 内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- 2 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

という観点から、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査等によって得られた知見に基づき、検証を行い、審査を実施した。

第3 審査の結果

内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。